

—地域で学び共につくる持続可能な社会へ—

**平成30年度
岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金
助成団体募集要項**



**岡山市内（または岡山市民対象）の
持続可能な社会づくりに向けて、学びと実践をつなげる活動
を対象にした活動助成**

募集期間：平成30年4月9日（月）～平成30年5月10日（木）

助成金説明会 平成30年4月8日（日）13時～15時

募集要項、申請書類は、
「岡山ESDプロジェクト」(<http://www.city.okayama.jp/esd/top.html>)
のホームページからダウンロードできます。

岡山ESD推進協議会（事務局：岡山市ESD推進課）

平成30年度岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金 助成団体募集要項

1. 趣旨

「岡山 ESD プロジェクト 2015-2019 基本構想」に賛同し、岡山地域(岡山市及びその周辺)において市民のために幅広く ESD^{※1}を推進する活動を行う岡山 ESD プロジェクト参加団体の事業に対して、より活動を充実させるため、予算の範囲内で、岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金を交付します。

※1 ESD (Education for Sustainable Development = 持続可能な開発のための教育)

現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動。



2. 助成対象団体

助成対象となる団体は、岡山 ESD プロジェクト参加団体、または新たに参加団体への登録を希望する団体で、岡山県内に所在地がある団体です。ただし、国、地方公共団体(学校を除く)及び、それぞれの外郭団体、ならびに企業を除く。

3. 助成対象事業

岡山地域で行われる ESD の事業で下記の条件を満たすものとします。

- (1) 持続可能な社会づくりのために、社会課題と身近な暮らしを結びつけ、新たな価値観を生み出し、行動を変革することを目指す学習や活動。また、持続可能な社会づくりのために必要な知恵や文化を次世代に継承していくことを目指す学習や活動
- (2) 主な活動場所が岡山市域、あるいは岡山市民を対象とした事業
- (3) 「岡山 ESD プロジェクト 2015-2019 基本構想」の重点取組分野に該当する事業
参照ホームページ: <http://www.city.okayama.jp/esd/>
ただし、次に掲げる事業は対象となりません。
 - ① 政治活動・宗教活動・営利を目的とする事業
 - ② 公序良俗に反する恐れがあると認められる事業
 - ③ 施設等の建築及び整備を目的とする事業
 - ④ 国、地方公共団体及びそれぞれの外郭団体から助成を受けている事業
 - ⑤ 大学の本来の研究活動に該当する事業

4. 助成対象経費

事業に必要な経費のうち、助成金の交付対象と認める経費は、以下のものとします。

- (1) 報償費: 外部の専門家等に支払う謝礼など(申請団体構成員への支払いは対象外です。)
- (2) 旅費(交通費): 事業を実施するために必要な交通費など
- (3) 消耗品費: 事業実施に直接必要な事務消耗品購入費など(ただし、デジタルカメラ・プリンターなど汎用性のあるものは対象外です。)
- (4) 食糧費: 会議等の茶葉購入費など
- (5) 印刷製本費: チラシ、事業報告書等の作成に係る経費(コピー代含む)など
- (6) 通信運搬費: 郵便代、宅配便など(電話代は対象外です。)
- (7) 使用料・賃借料: 会場使用料、車両借料、機械などのリース料及びレンタル料など
- (8) その他: 協議会長が特に定めた経費

<対象とならない経費 ※ご注意ください。>

- 団体の運営に供する経費
- 事業実施主催者の弁当などにかかる飲食費
- 3万円(税込)を超える備品の購入費
- 領収書が無いなど、支出の根拠が確認できない経費
- その他、協議会長が適当でないとする費用

5. 助成対象期間

平成30年6月1日から平成31年2月28日まで（単年度事業）

6. 助成金額および、補助率

- (1)新たに協議会に登録する団体及び、平成27年4月1日以降に参加登録した団体
1事業あたり15万円を上限とします。（補助率 対象となる事業経費の5/5以内）
- (2)協議会への登録が平成27年3月31日以前の団体で、本助成金への申請が、今回で3回以内の団体
1事業あたり10万円を上限とします。（補助率 対象となる事業経費の4/5以内）
- (3)本助成金を3回以上受けた団体または、事業
1事業あたり5万円を上限とします。（補助率 対象となる事業経費の4/5以内）
ただし、1団体からの申請は1事業までとします。

7. 募集期間

平成30年4月9日（月）～5月10日（木）必着

8. 応募方法

事務局（岡山市ESD推進課）に事前連絡のうえ、申請書を作成し、**5月10日(木)までに**、書類を郵送または持参により提出してください。

- ①岡山ESDプロジェクト活動支援助成金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④参加団体として新規登録する団体の方は、「岡山ESDプロジェクト参加団体登録申請書」及び、団体の活動が確認できる書類（団体規約、役員名簿、活動がわかる報告書やチラシなど）を提出してください。

※その他、下記の点に留意してください。

- ・事業計画は、時期や場所、対象者、人数、内容などを具体的に記入すること。
- ・事業計画と助成金の使途との関係を明確にすること。
- ・申請する事業について、他の助成金を受けている、もしくは申請中の場合は、収支予算書作成時に他の助成金の名称及び助成金額を明記し、費用の対象を明確に区分すること。

9. 助成金説明会（兼平成29年度助成事業報告会）

本助成金の相談会を下記の日程で開催します。本助成で実施予定の事業及び、助成金について個別相談を承りますので、事務局（岡山市ESD推進課）へご連絡いただき、ご参加ください。（個別相談の希望時間は、団体間で調整させていただきます。）

なお、初めて申請される団体の方及び、当助成金でこれまで3回助成を受けた事業、または団体で、継続して当助成金の申請を希望する団体の方は、なるべく出席してください。（出席できない場合は、必ず、下記のESD・市民協働推進センターにおいて、事前相談を受けてください。）

日時：平成30年4月8日（日）13時～15時

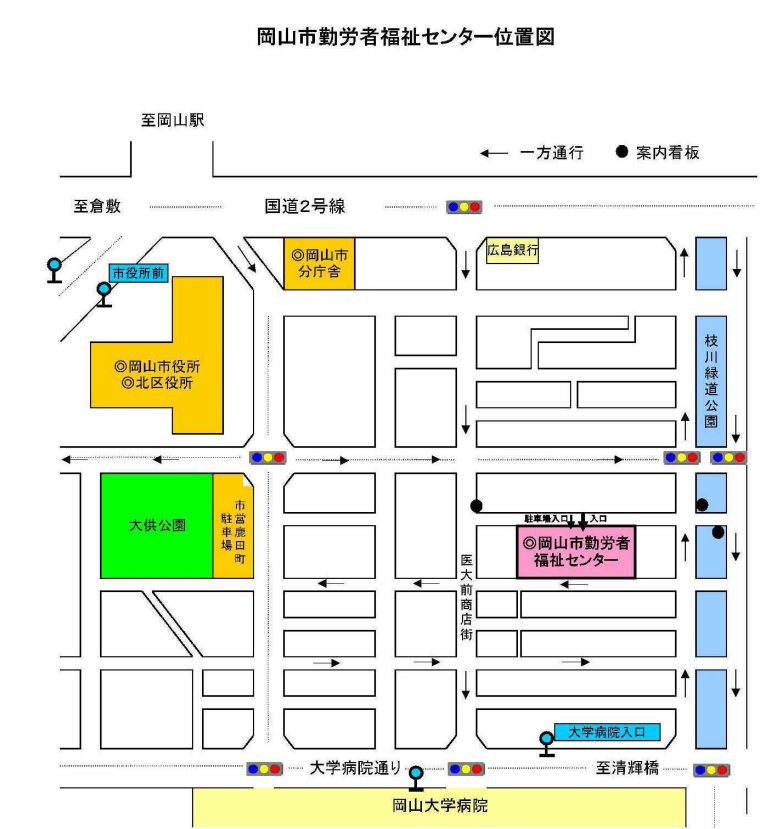
内容：平成29年度助成事業報告（団体間の交流を含む。）

平成30年度助成金の全体説明

※説明会の前後で、個別相談を受付けます。（9時～12時，15時～17時）

場所：岡山市勤労者福祉センター4階大会議室（岡山市北区春日町5-6）

備考：相談時間は1団体20分以内です。



【説明会以外の日の相談】

当助成金の申請に関する相談は、E S D・市民協働推進センター（市役所本庁2階・市民協働企画総務課内）で行います。事前に電話で訪問日時を調整の上、お訪ね下さい。

● E S D・市民協働推進センター

電話 086-803-1062 月曜日から金曜日の9時～17時

10. 審査について

助成金の審査は、審査会により、提出いただいた申請書をもとに、以下の6つの項目に基づいて、書類審査とヒアリングにより採点し評価を行い、助成額を含めて助成の可否を決定し、その後結果を通知します。

(1) 審査会

- ① 審査会の審査員は、岡山E S D推進協議会運営委員会運営委員で構成し、運営委員長が審査委員長を務めます。
- ② 申請状況や事業内容等により審査の結果、希望金額に満たない場合、または、交付対象外となる場合があります。
- ③ 審査後に事業の見直しをしていただく条件付き決定になる場合があります。
- ④ 審査結果については、審査意見を添えて、審査会后、速やかに公表します。

(2) 審査項目

| | 審査項目 | 審査項目の考え方 |
|---|-------------|--|
| 1 | 目的・課題・目標の設定 | ①事業の背景にある「持続可能な社会づくり」の問題や克服すべき課題が、具体的にとらえられているか。 ②「持続可能な社会づくり」に向けた目標が明確になっているか。 ③SDGs（持続可能な開発目標）*2の17の目標のうち、どの目標と関連するかの説明がなされているか。（SDGsについては、下記解説欄のホームページ等を参考にしてください。） |
| 2 | 実現性 | ①日程、体制、内容、予算の積算根拠が適切か。 ②法令上の手続きや関係機関との調整ができているか、または、調整可能な内容になっているか。 ③実施団体は、事業内容を実施するための専門性や知識、体制、経験などを有しているか。また、多様な関係者、団体との協働関係があるか。 |
| 3 | 協働 | ①多様な団体間の協働が行われ、相乗効果、波及効果が期待できるか。 ②岡山ESD推進協議会や、学校・公民館・地域でのESDの取組や問題解決の取組との協働が行われているか。 |
| 4 | 教育の視点 | ①事業を通じた参加者の気づき、意識や行動の変容など教育的な意図が明確であるか。 ②事業の中に参加体験型の学習方法など、事業に関わる人同士の学び合いが取り入れられているか。 ③学びと実践活動を結び付ける工夫があるか。 |
| 5 | 新規性 | ①事業が従来のESDの取組に加えて新たな視点や分野から取組まれているか。 |
| 6 | 成果 | ①具体的な効果、成果が期待できるか。 ②事業参加者へのアンケート実施など、事業をふりかえり、次に活かす取組が行われているか |
| 7 | 発展性 | ①事業が岡山地域のESDの取組と地域の持続可能な社会づくりの発展・継続につながるものであるか。 |

※2 SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）とは

2015年の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成すべき17の目標が掲げられています。キーワードは「誰一人取り残さない。」環境、経済、社会の調和のとれた発展をめざし、様々な主体が協働しながら、世界各地で取組が進められています。

◎SDGsの解説冊子のホームページ

<http://sus-cso.com/kiji/report160331>

◎国連広報センター

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/



11. 助成金の交付決定

助成金の交付が決定した団体へは、助成金交付決定通知書（様式第4号）、不交付団体へは、助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、郵送で通知します。

12. 助成金の交付

助成金は原則として事業完了後払いですが、希望により、事前払いを行います。(事業の変更、中止の場合は報告と併せて精算を行います。)

13. 事業の実施

(1) 事業実施にあたっての協議

交付決定後、事業実施に当たり、助成金交付団体と協議会事務局で打ち合わせを行います。なお、交付決定後、事業内容が変更になる場合は、事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第6号)提出のうえ、協議、承認が必要です。また、必要に応じて実施経過等についてヒアリングを行うことがありますのでご協力をお願いします。

(2) 事業実施に当たる支援

岡山ESD推進協議会では、ESDフォーラム(仮称)など、団体紹介・交流行事やESDコーディネーター研修などを行っていますので、積極的にご参加、ご活用ください。また、協議会に参加登録された他団体との連携などもご相談ください。

(3) 岡山ESDプロジェクトの広報

助成を受けた活動に関するポスター・チラシ・看板・ウェブページなどには、「岡山ESDプロジェクト参加事業」と明記してください。また、他の団体のESDのモデルとして、岡山ESD推進協議会が行う行事やホームページ等で積極的に発信し、ESDやSDGs(持続可能な開発目標)の普及、啓発にご協力ください。

14. 事業の報告

(1) 助成金交付団体は事業終了後に以下の書類等を提出してください。

報告書提出締切：平成31年3月15日

① 岡山ESDプロジェクト活動支援助成金事業実績報告書(様式第7号)

② 事業報告書(様式第8号)

活動状況等がわかるように画像(5枚以上)等を入れて作成してください。

③ 収支決算書(様式第9号)

・領収書は原本及び写し(1部)を提出してください。(確認後、原本は返却します。)

・領収書の宛先は、必ず申請団体名を記入してください。

④ 事業実施に際し作成したチラシやポスター、冊子などの成果物

(2) 助成金交付団体の方は、平成31年4月に開催予定の報告会で報告をお願いします。

(3) 提出された活動報告書や成果物、画像については、岡山市及び岡山ESD推進協議会のホームページ等に掲載し、広く広報に使わせていただきます。画像については掲載許可を得られたものを提出してください。

(4) 助成金の他用途使用、虚偽の報告等があった場合、助成金の交付決定を取消すことがあります。

(5) 事業報告の提出が無い場合は、助成金の交付決定を取消します。

※本助成金の運用は「岡山ESDプロジェクト活動支援助成金交付要綱」に基づきます。

【問い合わせ・申請書等の提出先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

岡山ESD推進協議会事務局(岡山市ESD推進課内)

電話：086-803-1354 FAX:086-803-1777

電子メール：esd@city.okayama.lg.jp

ホームページ <http://www.city.okayama.jp/esd/top.html>